

法定同録装置の更新 仕様書

平成 30 年 4 月

放送大学学園

1. 目的

本仕様書は、「法定同録装置の更新」に関する事項を定め、放送大学学園の法定同録装置の円滑な運用に資することを目的とする。

2. 業務内容

業務内容については現地調査を綿密に行い、学園担当者と十分打合せを行うこと。

(1) 請負範囲

①同録装置の製作（ラックを含む）、クライアントPCの調達

【別紙1－要件定義書】に示す各項を満足すること。

②本体の設置

平成30年11月1日～平成31年1月31日までに
床に固定し、耐震対策を講じた上で設置する。

【別紙2－3F制御機器室 機器配置図】

③クライアントPCの設置

【別紙2－3F制御機器室 機器配置図】

【別紙3－企画管理課 クライアントPC設置場所】

④配線工事

TS信号、音声信号、電源、アラーム信号線

クライアントPC用LANケーブル【別紙3】

⑤動作試験の実施

試験には、運用開始後、要件に定める期間を同録した結果の確認も含めて行うこと

⑥操作説明、トレーニングの実施

⑦既存設備、関連資材の撤去・搬出

既存設備は、平成30年11月1日～平成31年3月29日までに
撤去・搬出する。

⑧完成図書、取り扱い説明書の作成

(2) 履行場所

放送大学学園 放送・研究棟 3F幕張演奏所 制御機器室ほか
(千葉県美浜区若葉2丁目11)

3. 履行期限

平成31年3月29日(金)とする。

4. 供給する信号等 (既設信号線をはずして使用)

- 2. (1) 請負範囲④ BSデジタル放送TS信号 (デスクランブル) 2系統
- 2. (1) 請負範囲④ 時計BCD信号 2系統
- 2. (1) 請負範囲④ アラーム信号線 2系統

5. 敷設する信号

- 2. (1) 請負範囲④ UPS電源 2系統 (分電盤より)
- 2. (1) 請負範囲④ クライアントPC用LANケーブル【別紙3】
1系統

6. 現地作業従事者

(1) 現場統括責任者

設備全般において十分な専門知識および経験を持ち、(2)に定める現場作業員を指導する能力を有し、設計から現地動作確認、検査までを統括する技術者を配置すること。

(2) 現場作業員

統括責任者の指揮の下、業務を行うことのできる技能を有する者を必要に応じて配置すること。

(3) 業務体制資料

上記(1)及び(2)の業務体制を明確にした資料を事前に本学園に提出し、了承を得ること。

7. 実施工程表

- (1) 作業に先立ち、現行運行業務に支障のないよう配慮した実施工程表を学園担当者に提出し、承認を得ること。
- (2) 実施工程表の内容を変更する必要がある場合には、学園担当者に報告し、承認を得るとともに、現行運行業務に支障がないよう適切な措置を講ずること。

8. 関係法令等の遵守

請負者は、本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

9. 現地作業に伴う注意事項

- (1) 請負者は現場の安全と放送業務の運行に対して十分に注意を払って作業しなければならない。万一、放送事故発生の際は、応急処置を行うとともに学園担当者に連絡し、その指示に従うこと。
- (2) 原則として本業務に必要な測定器及び工具類の確保は、請負者の負担とする。なお、学園備え付けの測定器及び工具類が必要な場合は、使用許可を得ること。
- (3) 本業務実施中は常に安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止に努めること。
- (4) 搬入・搬出及び作業にあたっては、既設物などに損傷を与えないように注意すると共に、必要なものは予め養生または補強を施すこと。
- (5) 本業務に必要な材料、工具、消耗品等一切の工事用機材等は、請負者において準備するものとする。
- (6) 作業中における装置、機材などの保管及び取扱いは、全て請負者の責任において行うものとする。
- (7) 撤去した機器は学園の指定する場所に危険のないように集積する。

10. 検査

作業終了後、学園担当者の立会いのもと、仕様を満たしているか、動作確認を行う。

11. 提出書類

- (1) 納入仕様書を提出し、承認を得ること
- (2) 現地作業実施工程表、日報の提出
- (3) 保守の考え方、経費を提出すること
- (4) 完成図書（印刷物：3部および電子媒体：1式）
- (5) 取扱説明書（印刷物：3部および電子媒体：1式）

12. 損害賠償

本工事等にあたり、造営物に対する損傷、道路等の損傷及び第三者に与えた損傷に対する補償は請負者の負担とする。また、造営物などに損傷を与えた個所は、すみやかに原形に修復するものとする。

13. その他

- (1) 本仕様書について疑義が生じた場合には、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

- (2) 請負者は、業務の全部について、一括して第三者に請け負わせたり、再委託してはならない。
また、業務の一部を第三者に対して請け負わせたり、再委託する場合、請負者は、あらかじめ、所定の事項について学園に申請した上で、承諾を得なければならない。
- (3) 業務上知り得た、技術に関する機密情報に関して、学園の同意なく第三者に貸与、提供、開示、教示、漏洩してはならない。

以上

法定同録装置の更新
要件定義書

1. 目的

本要件は、「法定同録装置の更新」に関する事項を定め、放送大学学園の法定同録装置の円滑な運用に資することを目的とする。

2. 機器構成 【図-1 法定同録装置概念図】

- (1) 法定同録装置ラック 1式
- (2) 法定同録装置(OSは、Win10対応、BSデジタル放送対応) 2式
- (3) クライアント用ノートPC 2式
- (4) モニター用TV受像機 1式
- (5) HUB 1式
- (6) 切替器 1式
- (7) 変調器 1式

3. 機能要件【技術要件項目】

(1) 信号規格、同録容量

- 1. BSデジタル放送・・・非圧縮TS信号(ISDB-S)を、3ヶ月以上同録できること
B-CAS方式に対応すること

(2) 機器構成

- 1. 装置のOSは、Win10対応であること。
- 2. 冗長系を確保し、1系統の障害時も同録が継続されること
- 3. 機器の電源は二重化を図ること
(UPS電源は、分電盤より2系統を敷設する)

(3) モニター項目

以下のモニターが可能なこと

- 1. テレビ番組の映像・音声
- 2. データ放送
- 3. EPG
- 4. 字幕

BSラジオ放送については、以下も可能なこと

- 5. BSラジオ放送の音声
- 6. BSラジオ放送のデータ放送

(4)モニター方法

- 1.同録した番組を変調し、テレビ受像器で受信した時、
3-(3)項の各項目がモニターできること。また、同録した時刻が確認できること
- 2.LANで接続されるクライアントPCから、3-(3)項の各項目がモニターできること。また、同録した時刻が確認できること。

(5)番組の検索

- 1. モニターしたい番組を日時、番組表などで迅速に検索できること
- 2. 正確な時刻で検索できること

(6)その他の機能

- 1. 入力TS信号が断になっても同録を継続すること
- 2. 機器の障害情報は、ログとして記録し、接点信号で外部に通報できること
- 3. 検索した番組の任意の一部をTS信号として外部に取り出せること
- 4. LANで接続されるクライアントPCのユーザ権限は、同録装置の設定・管理を行うものと、モニターだけを行うものを区別すること。

(7)保守体制

- 1. 運用設置開始後、1年間は、保証期間とし無償保証とすること。
- 2. 保証期間後、年間契約で対応できること
- 3. 年1回の定期点検を実施すること
- 4. サポート対応
障害発生時の原因切り分け、修理や操作方法などの問い合わせに対応すること。受付は、24時間、365日とし、オンサイトの対応は休日、祝日を除く、平日の日中に行う。年末年始などの長期の連休は別途、連絡体制をとる。

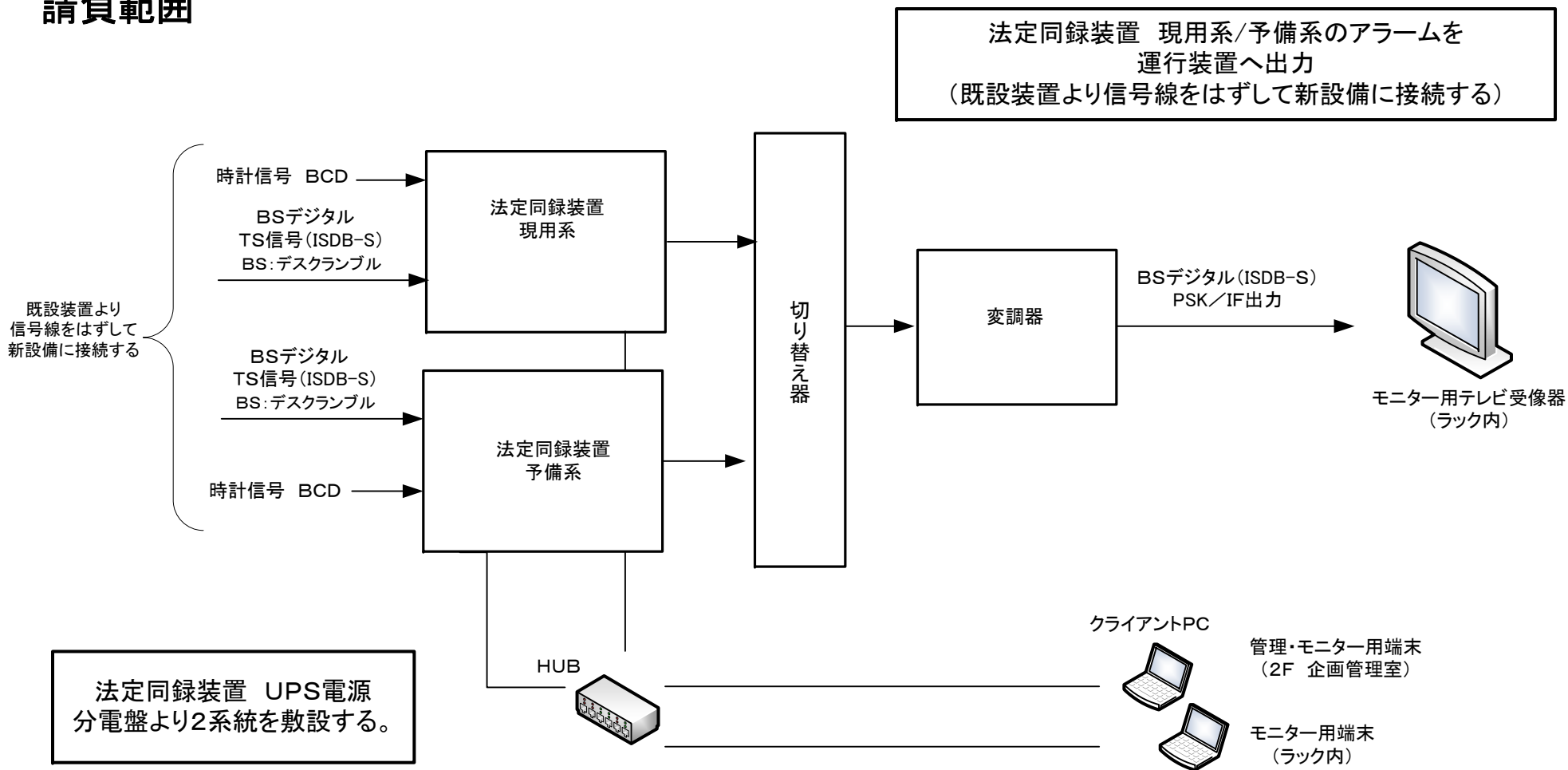
(8)サポート期間

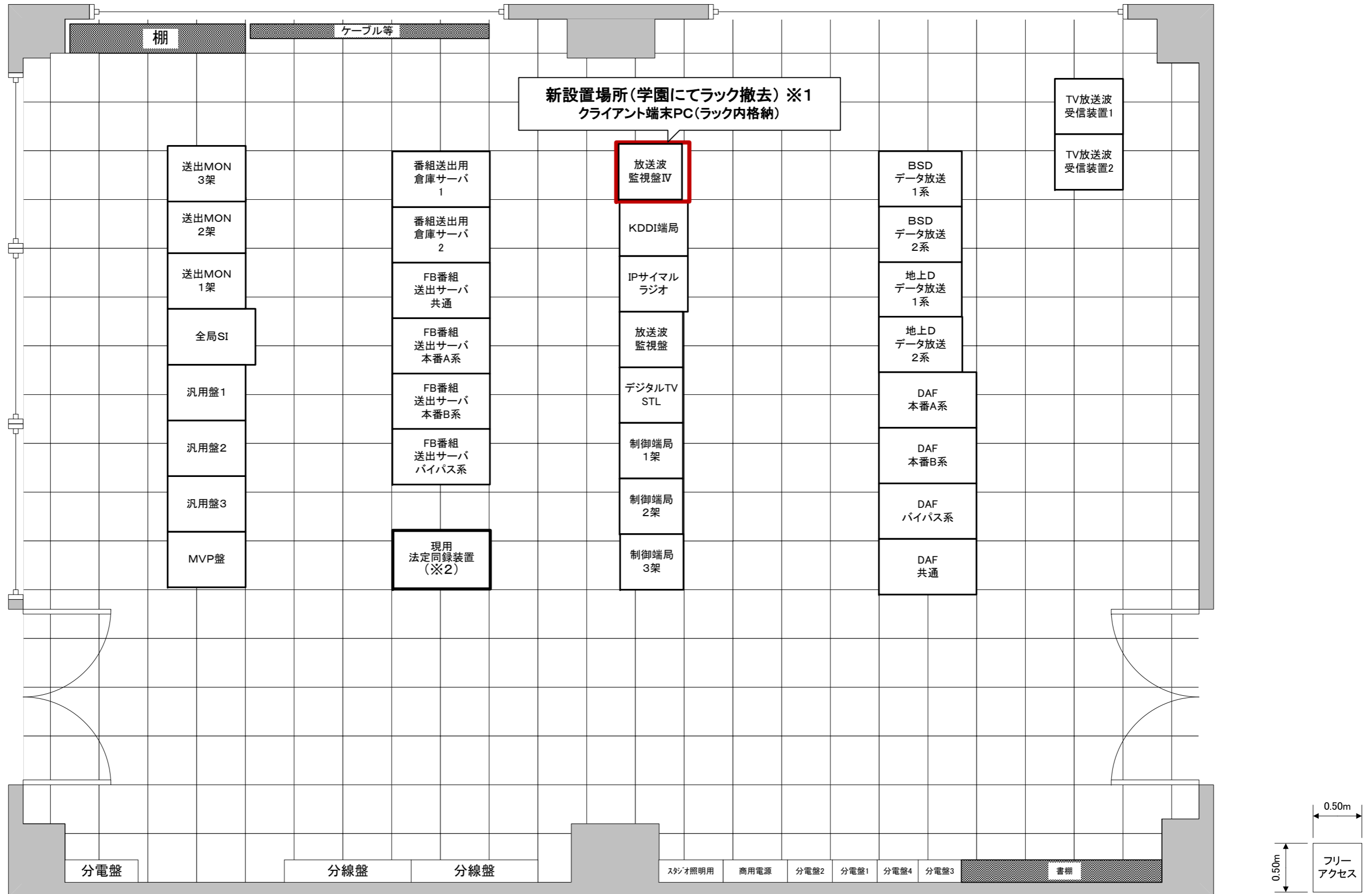
- 1. 保証期間後から、5年以上サポート体制を確保すること。

以上

【図-1】 法定同録装置 概念図

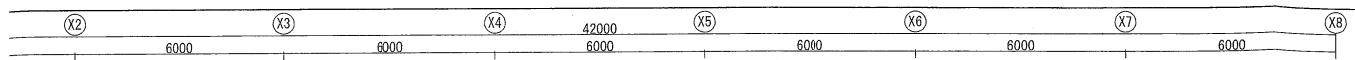
請負範囲



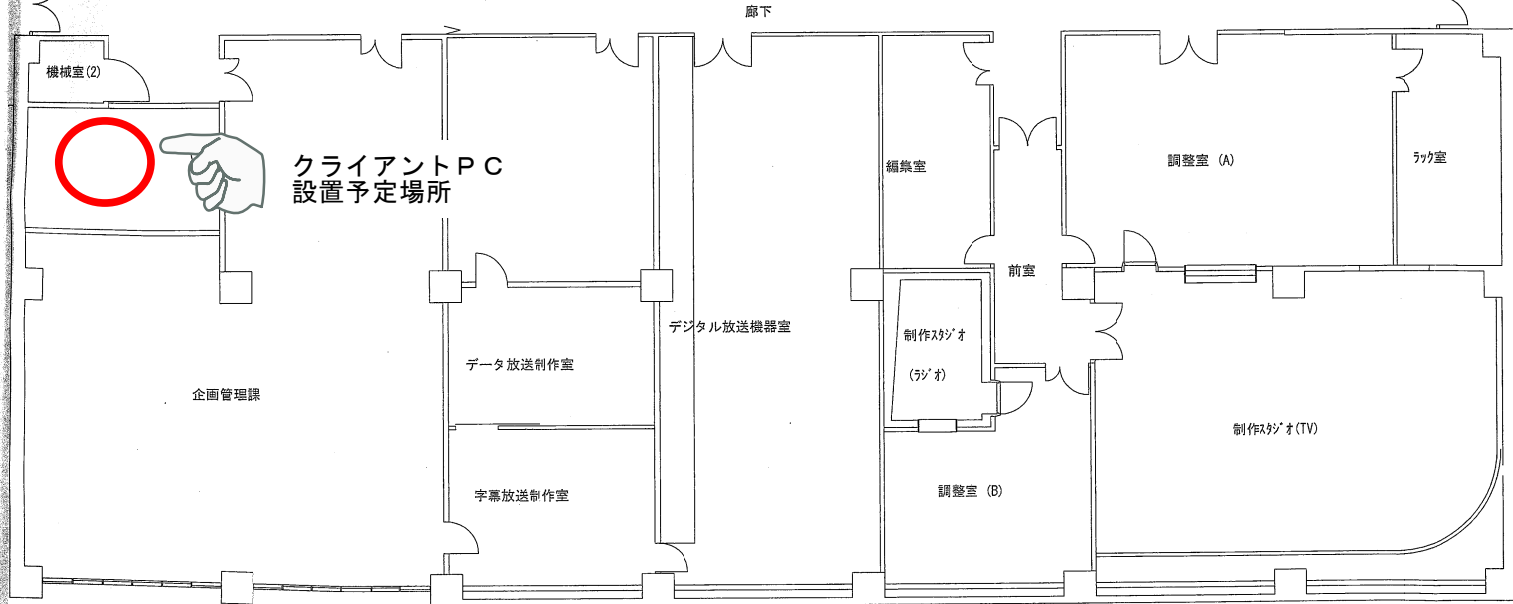
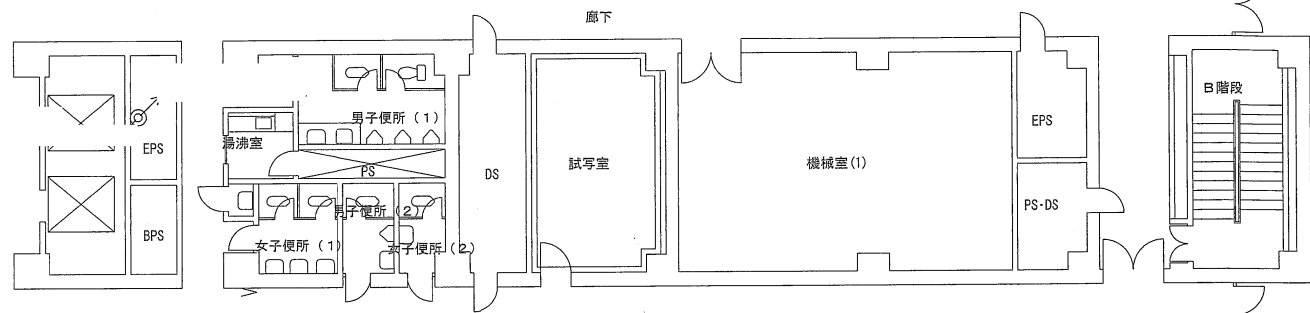
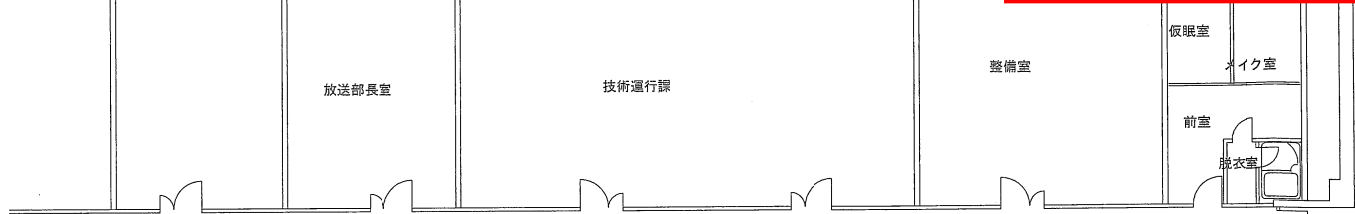


※1 設置場所は、同機器室内で変更になる場合がある。
※2 現用設備については、新設備に更新後、撤去する。

別紙2. 3F制御機器室 機器配置図



別紙3 企画管理課 クライアント設置場所



Site name	放送・研究棟 2F 平面図	Date	H23. 2.10
Title		Scale	1:150
Drawing No.			